

消滅しない。

- ・ 1ヶ月以内の場合、紹介手数料の80%
- ・ 2ヶ月以内の場合、紹介手数料の50%
- ・ 3ヶ月以内の場合、紹介手数料の20%

2. 甲は、丙の退職日以降速やかに紹介手数料返還の請求書を乙に発行する。
3. 乙は、丙の退職日の月末日に締め翌月末日までに、甲指定の金融機関口座に紹介手数料の返還分を振込む。
なお振込手数料は乙が負担する。
4. 丙が入社日までに内定を辞退した場合、乙は前条の紹介手数料の請求を行わない。
5. 全各項の条件を適用しない場合は、甲乙間で別に書面にて交わす。

第8条（採用決定者の再雇用）

甲は、乙が紹介した丙の退職後2年以内に、甲が丙を再雇用した場合は、雇用が継続していたとみなし、
甲は、前条の返還の適応を受けていた場合は、返還相当額を乙に対して直ちに支払わなければならない。

第9条（採用決定後の損害賠償）

1. 乙は、甲が乙から紹介を受けた丙を採用するか否かの最終的な判断及び採用後の労使の状況、その他採用後に発生した損害に関しては、一切の責任を負わない。
2. 乙は、紹介による雇用契約の成立を保証するものではなく、丙が入社を辞退した場合でも乙は甲に対し一切の責任及び補償を負わない。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た相手方の業務に関する機密事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しないものとし、また、本契約の目的以外に利用してはならないものとする。ただし、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示者から知得する前に、既に公知であるもの
- (2) 開示者から知得した後に、受領者の責によらず公知となったもの
- (3) 開示者から知得する前に、既に受領者が所有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から、受領者が機密保持の義務を伴わずに知得したもの
- (5) 開示者の機密情報によらず、受領者が独自に開発して得られたもの
- (6) 法律又は政府機関もしくは裁判所の命令により開示が要求されるもの

第11条（個人情報保護）

1. 乙は、職業紹介の各段階に応じ、それぞれ必要な個人情報の保護措置を講じるものとし、甲及び丙に対し、求人又は求職の各意思の確認をおこなうまで、甲に対し丙の求職者として有する個人情報を開示しないものとする。
2. 甲及び乙は、本契約の履行上知り得た丙の個人情報を保護し、正当な理由なくこれを第三者に漏洩してはならない。